

京都市交通局管理規程第28号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 定期観光乗車券（第41条—第43条）」を「第6節 削除」に改める。

第2条第1項中「，調整系統及び定期観光系統」を「及び調整系統」に改める。

第4条第2項第1号中「乗客」を「市バス・地下鉄」に，同項第3号中「京都駅地下街」を「コトチカ京都」に改め，同項第4号中「駅」を削る。

第14条第2項中「最短の」を「管理者が合理的と認める」に改める。

第2章第6節を次のように改める。

第6節 削除

第41条から第43条まで 削除

附 則

この規程は，公布の日から施行する。ただし，第4条第2項及び第14条第2項の改正規定は，平成24年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)